

水戸市重度障害者等就労支援事業 利用の手引き

令和7年2月作成

○ ご利用の仕方（利用者向け）

1 事業内容

重度障害者等が就労する場合に通勤の支援や職場等での身体介護等の支援を実施することにより、働く意欲のある障害者の支援及び重度障害者の就労機会を拡大し、障害者の自立と社会参加を促進することを目的とします。

2 対象者

次のいずれにも当てはまる市内に在住する方が対象となります。

- (1) 水戸市から重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
- (2) 民間企業で雇用されている方(※)、又は自営業者等の方で、通勤や職場における支援が必要な方
- (3) 1週間の所定労働時間が10時間以上であること(当該年度末までに10時間以上になることが見込まれる場合も含む。)

(※) 就労継続支援A型事業所及び、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用される方、その他これに準ずる方を除く。

3 支援内容

(1) 民間企業等に雇用される場合

民間企業が重度障害者等を雇用するにあたり、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」(以下「助成金」という。)を活用して、職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、更に支援を必要とする場合に、障害福祉サービス(重度訪問介護、同行援護、行動援護)と同等の支援(喀痰吸引や姿勢の調整、通勤の支援等)を行います。

JEEDの助成金の受給要件については、JEEDに確認ください。

https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/tsukin_joseikin/q2k4vk000001z5aw-att/rib4fd0000000mol.pdf

民間企業に勤務		
支援の区分	助成金を活用	本事業で支援
○職場等における業務関連支援(※1)	○	(原則、助成金で支援)
○通勤の支援	各年度3か月まで	各年度4か月目以降
○職場等における見守り等の生活関連支援(※2)	×	○

(※1) 業務の支援・・・情報処理機器の準備・調整、代読・代筆、書類等の整理、業務上の外出の付き添い等

(※2) 身体の介護・・・喀痰吸引、姿勢の調整、食事・排泄介助や安全確保のための見守り等

(2) 自営業者等の場合

自営業者等として働く場合は助成金の対象にならないため、本事業単独で支援を行います。

自営業者等		
支援の区分	助成金を活用	本事業で支援
○職場等における業務関連支援(※1)	—	○
○通勤の支援	—	○
○職場等における見守り等の生活関連支援(※2)	—	○

(※1) 業務の支援・・・情報処理機器の準備・調整, 代読・代筆, 書類等の整理, 業務上の外出の付き添い等

(※2) 身体の介護・・・喀痰吸引, 姿勢の調整, 食事・排泄介助や安全確保のための見守り等

4 サービス提供事業者

障害者総合支援法に基づく重度訪問介護, 同行援護, 行動援護を行う障害福祉サービス事業者であって, 支援を提供するに相応しい事業者として市が認めたものとします。

5 支給量上限

対象者ごとに, 申請時にご提出いただく支援計画書をもとに以下の表の範囲内で決定します。

	支給量
通勤における介助	通勤に要する時間
職場における介助	1日8時間以内かつ1週間40時間以内

※上記支援の総時間は月200時間の範囲内で, 断続的に支援が必要となる時間を支援の対象とし, 利用者ごとに必要な時間数を決定します。

※「断続的に支援が必要となる時間」とは, 重度訪問介護による見守り等は対象となりますが, 同行援護・行動援護におけるヘルパーの待機時間等は対象となりません。

6 利用料

費用の1割が利用者負担額になります。(生活保護世帯及び市町村民非課税世帯を除く)

ただし, 所得に応じて負担上限月額が設定されています。

○利用者負担上限月額表

所得区分	対象	負担上限月額
生活保護世帯	生活保護を受給している方	0円
市町村民非課税世帯	(障害者)利用者本人及び配偶者の市町村民税が非課税の方	0円
	(障害児)利用者本人が属する世帯の市町村民税が非課税の方	0円
市町村民税課税世帯	(障害者)利用者本人及び配偶者の市町村民税所得割額が16万円未満の方	9,300円
	(障害児)利用者本人が属する世帯の市町村民税所得割額が28万円未満の方	4,600円
	市町村民税課税世帯で所得割額が上記の額を超える方	37,200円

※重度訪問介護等の障害福祉サービス等で適用している特例上限及び総合上限制度は, 本事業では適用されません(本事業のみで上限額管理を行います。)

7 利用(申請)の流れ

利用される方の就労状況によって、申請手続きの流れが異なります。

利用をご希望の場合は、まず水戸市障害福祉課までご相談ください。

【利用(申請)の流れ】

	民間企業に勤務の方	自営業者等の方
1	利用希望者は、水戸市に事前に相談をする。	
2	雇用されている企業やサービス提供事業者等との間で支援計画書を作成し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)にて当該支援計画書を事前確認の上、JEEDから雇用されている企業に「JEED確認済み支援計画書」を返戻してもらう。	サービス提供事業者等との間で支援計画書を作成する。 (申請者による作成も可) (様式は任意だが、必要とする項目は、JEED様式の項目を準用する。)
3	相談の後、以下の書類を水戸市に提出する。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者就労支援事業利用申請書 ・障害福祉サービス受給者証の写し(水戸市が公簿等で確認できるときは不要) ・サービス等利用計画が記載された書面の写し(水戸市が公簿等で確認できるときは不要) ・支援計画書(写しでも可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業を営んでいることが確認できるもの 例) 営業許可証、開業届、直近の確定申告書の写しなど
4	水戸市は、申請書類の確認及び本人状況などの聞き取りを行う。	
5	支援計画書の確定後、市は支給決定を行い、利用者に「重度障害者就労支援事業利用決定通知書」(以下「利用決定通知書」という。)を送付する。 ※計画書に記載されたサービス提供事業所が協定未締結の事業所の場合、水戸市は、他の事業者(協定締結済みの事業者など)への変更を求めるか、当該事業者との速やかな協定締結を行う。	
6	利用者は、「5」の「利用決定通知書」をサービス提供事業者に提示し、事業者とのサービス利用契約を締結する。	
7	事業者は、支給量の範囲内でサービス提供を行う。 (事業者が、「支援計画書」に記載の事業者と異なる場合は、他の事業者と提供時間を調整し、支給量の範囲内でサービス提供を行う。) ※水戸市に提出した書類の内容に変更が生じたときは、変更内容を示す書類を添えて、重度障害者就労支援事業利用変更申請書を提出する。	

○ 給付費の請求等について（事業者向け）

（１）重度障害者就労支援事業の給付費について

支援を提供した時間につき、下記の表に定める単位により算定する単位数に、同表に定める単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て。）から、利用者負担額を除いた費用のことです。

単位数	重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表第2に規定する単位
	同行援護	報酬告示別表第3に規定する単位
	行動援護	報酬告示別表第4に規定する単位
単価	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に基づく厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に定める単価	

給付費は、水戸市がサービス提供事業者へ直接支払い、利用決定者に対して給付費の支給があったものとみなします。

（２）請求書類の作成及び提出

サービス提供事業者は、通勤支援や職場等における支援を行った日の属する月の翌月10日までに、請求書等の次の関係書類を水戸市（障害福祉課認定係）に提出してください（郵送可）

- ① 重度障害者就労支援事業費請求書
- ② 重度障害者就労支援事業費明細書
- ③ 重度障害者就労支援事業サービス提供実績記録票
- ④ 重度障害者就労支援事業利用者負担上限額管理結果票
（上限額管理事業所のみ）

※ 障害福祉課認定係で審査を行い、提出書類に誤りがない請求については、書類が提出された日の属する月の翌月末までに支払います。提出書類に疑義がある場合は、当該期限を超える可能性があります。

（３）代理受領の通知

サービス提供事業者が、水戸市から就労支援給付費の支給を受けたときは、受領した旨を当該支給決定者に対して通知（任意様式）してください。

（４）利用者負担の受領

重度訪問介護等と同様に、利用者から利用者負担額を受領し、本事業のみの領収書を交付してください。

(5) 利用者負担上限額の管理

サービス提供事業所は、本事業の上限額管理事業所に対して、サービス提供月の翌月に管理結果前の利用者負担額を連絡してください。

上限額管理事業所は、「重度障害者等就労支援特別事業利用者負担上限額管理結果票」を作成し、利用者に内容の確認を得てください。

上限額管理事業所は、サービス提供事業所に対して、「重度障害者等就労支援特別事業利用者負担上限額管理結果票」の写しの送付により、上限額管理後の利用者負担額を連絡してください。

上限額管理事業所以外の事業所は、上限額管理事業所から受理した「重度障害者等就労支援特別事業利用者負担上限額管理結果票」の写しに記載されている自事業所の管理結果後利用者負担額を確認し、「重度障害者等就労支援特別事業明細書」の「利用者負担上限額」欄に入力してください。

Q & A

Question	Answer
在宅就労している場合も対象となりますか。	対象となります。
「自営業者」とはどのような方を指すのですか。	民間企業で雇用される方、国家公務員等の公務部門で雇用される方その他これに準ずる方以外の方であって、重度訪問介護等のサービス利用にあたって経済活動を理由に当該サービスの利用ができない時間がある方を指します。 例えば、企業等の業務の一部を請け負う自営業（専門家、講師業、在宅就業従事者（雇用ではない在宅就労）等）としての働き方や有償ボランティア、法人代表、役員等その他雇用に属さない有償の働き方が想定されます。
これから働き始める方だけでなく、すでに就労している方も対象となりますか。	対象となります。
重度訪問介護のサービス内容に含まれている「見守り」についても、本事業の対象となりますか。	利用者が重度訪問介護の支給決定を受けている場合は、見守りについても本事業の対象となります。
利用者が勤め先の業務上、出張する必要がある際、その付き添いについても本事業の対象となりますか。	出張や業務上の外出の付き添いについても、本事業の対象となります。ただし、ヘルパーが運転する車で移動している時間は、ヘルパーは運転に専念するため介護を行い得ず、報酬の算定対象にはなりません。
利用者がヘルパーの介助なしで就労場所に行くことができる場合は、就労場所から支援を開始してもよいのですか。	問題ありません。就労場所から支援の開始が可能です。
本事業の対象外である「公務員等」とは何を指しますか	国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用される方、その他これに準ずる方を指します。「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」別表第2に記載する特殊法人も含まれます。
J E E Dの助成金の対象となる支援の提供にあたっては、勤め先の企業がサービス提供事業者へ支援を委託する必要がありますが、その際の委託契約書の様式や委託料に定めはありますか。	当該委託契約については、双方の協議のうえ締結いただくものとなります。企業内で締結しているほかの委託契約書や、サービス提供事業者が利用者と締結している契約書等を参考にご作成ください。また、委託料についても双方の協議に基づき決めていただくこととなります。

Question	Answer
<p>利用者とサービス提供事業者間で契約をするが、このときの契約内容は市に報告する必要がありますか。</p>	<p>個人と民間企業の契約内容であるため、市への報告は不要です。</p>
<p>サービス提供事業者と雇用主間で契約をする場合、このときの契約内容は市に報告する必要がありますか。</p>	<p>民間企業間の契約内容であるため、市への報告は不要です。</p>
<p>障害福祉サービスで利用者負担上限月額を支払っている場合、本事業の利用者負担額は支払わなくていいのですか。</p>	<p>障害福祉サービスと本事業は別制度のため、利用者負担上限額はそれぞれで設定されます。</p> <p>例えば障害福祉サービス利用者負担上限月額を9,300円で設定されている方が本事業を利用した場合、最大で18,600円の自己負担があります。</p>
<p>本事業でも加算は算定できますか 【事業者向け】</p>	<p>障害福祉サービスに準じて算定できます。</p>
<p>請求関係の書類を作成する際に、小数点以下の端数処理はどのようにしますか 【事業者向け】</p>	<p>障害福祉サービスに準じて端数処理をしてください（単位数の端数処理は四捨五入、費用額の端数処理は小数点以下切り捨て）</p>